

## < 声明 >

「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」について重大な危惧を表明し、その設置に強く反対する

2015年5月18日

日本私大教連中央執行委員会

2014年7月にまとめられた教育再生実行会議の第5次提言「今後の学制の在り方について」は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の新設を提言した。これをうけて文部科学省は有識者会議において審議を行い、2015年3月に「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方について 審議のまとめ」（以下、審議まとめ）を発表した。

日本私大教連中央執行委員会は、審議まとめに示される「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」を大学型として設置する方向は、わが国の高等教育機関の発展・充実に寄与しないばかりか、むしろ高等教育機関劣化政策であると憂慮する。

そもそも大学は、教育基本法第7条「大学は学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と定義づけられており、「学術の中心」「真理の探究」「新たな知見の創造」によって社会の発展に寄与することこそがその存在価値である。そのために同条2項では「大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない」とされ、政府や社会的な強者からの「自律性」、すなわち「大学の自治」と「学問の自由」（憲法第23条）が保障されているのである。しかるに審議まとめに示されている高等教育機関像は、「真理の探究」も「深い教養」も重視しない教育機関とすることを構想しており、教育基本法の理念・規定から逸脱するものとなっている。

私たちは、「実践的な職業教育」自体が必要でないと考えているわけではない。多くの私立大学で、これまでも職業的専門性を養成する教育を実践してきた。教員養成や国家資格の取得は言うに及ばず、多様な資格を取得できるプログラムを設置し、ジョブインターン制度の導入・活用、卒業生に支援を得て職業観の養成や動機づけをはかるなど、さまざまに創意工夫した活動を通じて学生が職業人として育っていくための支援を積極的にすすめてきた。

このような取り組みは、学生・父母への期待に応えることであるとともに、「学術の中心」「真理の探究」「新たな知見の創造」に裏付けられた高等教育機関において十分になしえることであり、今後とも社会の付託にこたえて奮闘する所存である。

以下、審議まとめが、どのような理由で、どのような「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の設置を進めようとしているのか、審議まとめに沿って、その内容と問題点を指摘する。

## 「1. 高等教育の多様化の必要性」について

審議まとめは、要請される人材の社会的ニーズの多様化として、「大企業の正社員という立場で働く人は長期的に減少傾向にあり、既に我が国の雇用の8割を占めるのは中小企業となっている」という。そして、産業構造・労働力市場の「劇的変化」のなかで、「一人ひとりが企業や組織で職を得たり自ら創業したりするなど職業を通じて活躍していくには、自らのキャリアを通じて、必要となる実践的な知識や技術を学び続けていくことが不可欠な課題」であるとして、流動化する雇用に対応する生涯教育をまずあげている。さらに企業における人材育成機能が「縮小」し、中長期的には教育訓練の機会が減少しているため、その肩代わりを学校教育がすべきと主張する。そもそも企業内教育を十分に受けられない労働者が大量に生み出されつつある第一義的責任は、非正規雇用に頼るような貧弱で利根的な経営でよしとする企業側にあると考える。審議まとめはこうした重大な問題を検討せず、付与の前提であるかのように扱っている。

また審議まとめは、現行制度の限界を次のように述べる。「大学は、教育と研究の双方を目的に、学術研究の発展という使命」があり、「専門職業人養成機能のさらなる量的拡大に対応できない」という。短期大学は修業年限が短く職業人の能力の高度化に対応することが難しい、高等専門学校は高校卒業生を受け入れることが難しいという。また専門高校生は大学進学率が低いので、ニーズに合った進学先が必要だという。

しかし前述したとおり、研究者養成を目指す大学院教育を含め、すべての大学・大学院が学生の職業教育に取り組み、専門高校生にも特別入試等によって広く門戸を開いてきた。生涯教育についても、3年次編入や大学院への社会人入試制度を充実させている大学は多い。生涯教育が必ずしも成功していないとすれば、長時間労働の解消や休業制度の充実を怠ってきた企業の側にも責任があろう。また私立大学の学費の高さが、専門高校生や社会人の大学入学を阻んでいる点はさらに重大な問題である。

## 「2. 新たな高等教育機関の基本的な方向性」について

審議まとめは、大学に進学することを評価する社会的風潮を打破して、「高等教育を多様化し、機能別分化・複線化を図っていく」観点を強調し、それゆえ「新たな高等教育機関」は既存の大学等と比肩する機関と位置付けるべきという。「産業界と連携しつつ」「実務経験に基づく最新の専門的・実践的知識や技術を教育する機関」とはいうものの、現在の大学制度のなかには、専門分野の特徴に適合した多くの実務家があり、こうした要求にも応えている。となると、専門高校生は従来の大学ではなく、もっぱら「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」に進学するように誘導されることとなり、むしろ「階層化」を促す方向とみるべきである。これでは「新たな高等教育機関」は結局、従来の大学制度の下位に位置づけられることになるのではないだろうか。

今後、身分が不安定な労働者が増加するという現実の中で、再就職支援の教育をどこで行

うべきかという社会的問題があることは私たちとしても当然看過しないが、このことと専門高校生の進学問題とはまったく次元の異なる問題であることは、指摘しておかねばならない。

### 「3. 制度化に当たっての個別主要論点」について

審議まとめは、新たな高等教育機関を大学体系のなかに位置づける、つまり教育基本法や学校教育法のいう「大学」として制度設計の検討を進めることを基本としていると述べている。「教育内容・方法」に挙げられていることは、すでに既存の大学教育に取り入れられており、修学年限や学位も変わらない。特徴は、①教養教育は必要だが、哲学や古典の素養は不要と明記していること、②教育課程の編成については、産業界の参画が必要とされていること、③教員の構成については、実務家教員の増加、学術研究上の業績を有する教員の比重の低下、④教員施設・設備については自己保有を求めず他の学校との共用を可能とし、校地面積の規制を緩和する、⑤公的助成は基盤経費への補助ではなく成果により配分する、⑥社会経済の変化に即応し、教育内容、組織・機関の円滑な再編・統廃合を可能とする——とされる点にある。「新たな高等教育機関」は、既存の大学に比して、極めて劣悪な「大学」となることが見て取れる。

総じて、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」構想は、教育基本法のいう大学が学術研究機関であることを軽視、無視するものであり、それが既存の大学と同一の学位授与機関、同一の大学制度として設置されることは、私大助成制度を含めて大学制度の基盤を掘り崩すものとなろう。

私たち日本私大教連は、こうした大学型「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の構想について、重大な危惧を表明し、その設置に強く反対するものである。